

平成28年度に実施した個別指導において  
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な  
指摘事項

関東信越厚生局

## 目 次

I	診療に係る事項	
1	診療録等	1
2	基本診療料	1
3	特掲診療料	
(1)	医学管理等	1
(2)	在宅医療	3
(3)	検査	3
(4)	画像診断	4
(5)	投薬	4
(6)	歯周治療	4
(7)	リハビリテーション	4
(8)	処置	4
(9)	手術	5
(10)	麻酔	5
(11)	歯冠修復及び欠損補綴	5
4	保険外診療	6
II	事務的取扱いに係る事項等	6

## I 診療に係る事項

### 1. 診療録等

#### (1) 診療録

- 診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項（病状、経過など）を、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。
- 保険医は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。

#### (2) 診療録の記載内容

- 診療録の第1面の記載事項（主訴、傷病名、歯式、口腔内所見、開始、終了、転帰等）を的確に記載すること。
- 診療録の第2面の記載事項（症状、所見、検査結果、治療方針、処置内容、指導内容）を的確に記載すること。
- 診療録へは、診療行為の手順に沿って正確に記載すること。
- 診療録への不適切な記載（鉛筆による記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、判読困難な記載、独自の略称の使用、塗りつぶし・修正液・上書きによる訂正）を行わないこと。
- 同一患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするために診療の都度、診療録に署名又は記名押印を行うこと。
- OA機器にて診療録を記載する場合には、診療の都度診療内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- 患者ごとの過去の診療内容を迅速かつ確実に確認できるように診療録を整理保管すること。

### 2. 基本診療料

#### 初・再診料

- 再診相当であるにもかかわらず、初診料を算定している例が認められたので改めること。
- 歯科診療特別対応加算
  - ・ 歯科診療特別対応加算の算定において、診療録に患者の状態の記載がない、又は記載内容が不十分な例が認められたので改めること。

### 3. 特掲診療料

#### (1) 医学管理等

- 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項（管理内容等）の記載が不十分な例が認められたので改めること。

また、患者への文書提供及び写しの添付が算定要件となっている場合においては、患者へ文書提供を行うとともに診療録へその写しを添付すること。

① 歯科疾患管理料

- 歯科疾患管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
  - ・管理内容の要点の診療録への記載が画一的である。
  - ・2回目以降の歯科疾患管理料について、管理計画書を提供しない場合に、診療録に治療計画等の要点の記載がない、又は記載内容が不十分である。
  - ・管理計画書を作成していない。
  - ・管理計画書又は継続管理計画書の記載内容が不十分である。
  - ・管理計画書の写しを診療録に添付していない。

② 周術期口腔機能管理計画策定料

- 管理計画書に患者の口腔内の状態・評価、指導方針・指導内容等管理に必要な内容の記載が乏しい例が認められたので改めること。

③ 歯科特定疾患療養管理料

- 症状及び管理内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

④ 歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
  - ・歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点を診療録に記載していない。
  - ・歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録記載が画一的である。
  - ・歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録への記載が不十分である。
  - ・患者への指導情報を文書で提供していない。
  - ・提供文書の指導内容が画一的である。
  - ・患者へ指導情報を提供した文書の記載内容（歯科医師の氏名、指導した歯科衛生士の氏名、プラークチャート）に不備がある。
  - ・患者へ指導情報を提供した文書の写しを診療録に添付していない。
  - ・プラークチャート等を用いたプラークの付着状況を指摘していない。

⑤ 新製有床義歯管理料

- 新製有床義歯管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
  - ・情報提供文書の内容（欠損の状態、指導内容、保存・清掃方法等の要点）が不十分である。
  - ・患者に交付した文書の写しを診療録に添付していない。

⑥ 診療情報提供料（I）

- 診療情報提供料（I）の算定において、交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- 診療情報提供料（I）において、単なる問い合わせの回答に対して算定している例が認められたので改めること。

⑦ 薬剤情報提供料

- 薬剤情報提供料の算定において、提供文書に用法、用量、副作用、相互作用に係る記載が不十分な例が認められたので改めること。

**（2）在宅医療**

① 歯科訪問診療料

- 歯科訪問診療を行うにあたっては、「歯科訪問診療における基本的な考え方」（平成16年日本歯科医学会）を参考にすること。
- 歯科訪問診療を行う場合は、当該患者の症状に基づいた訪問診療の計画を定め診療録に記載するとともに、その計画及び費用等について患者又はその家族等に対して十分に説明すること。
- 患者の病状に基づいた訪問診療計画を策定していない例が認められたので改めること。
- 歯科訪問診療を行った場合には、開始時刻、終了時刻を適切に管理し、診療録に記載すること。
- 歯科訪問診療を行った際の、診療録へ訪問先、患者の状態等についての記載に不備がある例が認められたので改めること。
- 歯科訪問診療1において、同一日に同一建物に居住する複数の患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- 診療時間に準備、片付け及び移動にかかる時間を含めており、実際の診療時間（開始及び終了時刻）に基づいた取扱いをしていない例が認められたので改めること。

② 歯科診療特別対応加算

- 診療録に患者の状態を記載していない例が認められたので改めること。

③ 訪問歯科衛生指導料

- 歯科衛生士等に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録への記載がない、又は不十分な例が認められたので改めること。
- 患者へ提供した文書の指導内容の記載が不十分な例が認められたので改めること。

**（3）検査**

- 電氣的根管長測定検査の算定において、診療録に検査結果の記載がない、又は記載が不十分な例が認められたので改めること。
- 歯周病検査の算定において、検査結果の記載がない例が認められたので改め

ること。

- 歯周基本検査
- 歯の動揺度
- 4点以上の歯周ポケット測定
- 歯周病検査の算定において、検査結果の記載が不十分な例が認められたので改めること。
  - 歯周基本検査
  - 歯の動揺度
- 歯周病検査の算定において、抜歯予定の残根歯を歯数に入れている例が認められたので改めること。

#### (4) 画像診断

- 画像診断を算定する場合には、診療録への所見記載を充実させること。また、エックス線写真を適切に保管すること。
- エックス線撮影において、不適切な例が認められたので改めること。
  - 不鮮明である。
  - 治療に必要な部位が撮影されていない。
  - 必要性に乏しい。
  - 撮影年月日が判断できない。
  - フィルムを紛失している。
  - 保管方法が不適切である。

#### (5) 投薬

- 投薬にあたっては、その必要性を十分に考慮した上で投与すること。
  - また、適応、用法、用量等について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（医薬品医療機器等法）の承認事項を遵守すること。
- 適応外の処方をしている例が認められたので改めること。

#### (6) 歯周治療

- 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- 歯周病に係る症状、所見等の診療録記載を充実させ、診断根拠や治療方針を明確にすること。

#### (7) リハビリテーション

- 歯科口腔リハビリテーション料1「有床義歯の場合」の算定において、診療録に調整方法、調整部位、義歯に係る指導内容の記載がない、又は記載が不十分な例が認められたので改めること。

#### (8) 処置

- う蝕処置の算定において、診療録への処置内容の記載がない例が認められた

ので改めること。

- 加圧根管充填処置の算定において、気密な根管充填を行っていない例が認められたので改めること。
- 実際に加圧根管充填を行った根管数と算定している根管数が異なる例が認められたので改めること。
- 歯周基本治療処置の算定において、診療録に使用薬剤名の記載が不備な例が認められたので改めること。
- エナメルボンドシステムによる連続固定を行っているにもかかわらず、装着の費用を算定している例が認められたので改めること。
- 床副子による治療において、症状・所見等の診療録への記載が乏しく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので改めること。
- 床副子調整の算定において、診療録に調整部位及び方法等の記載がない、又は記載内容の乏しい例が認められたので改めること。

#### (9) 手術

- 手術における術式、所見、症状経過、使用薬剤、予後等の診療録記載の充実を図ること。
- 難抜歯加算において、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開削又は歯根分離術等を行っていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- 抜歯手術（埋伏歯）において、歯冠が3分の2以上の骨性埋伏でないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- 口腔内消炎手術の算定において、手術内容の要点に関する診療録の記載が不十分な例が認められたので改めること。

#### (10) 麻酔

- 麻酔において、診療録に使用薬剤及び使用量の記載がない例が認められたので改めること。

#### (11) 歯冠修復及び欠損補綴

- 補綴時診断料の算定において、診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点の記載がない、又は記載内容の乏しい例が認められたので改めること。
- クラウン・ブリッジ維持管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
  - ・患者へ文書を提供していない。
  - ・提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- 残根上義歯の製作において、残根歯の歯内療法及び根面被覆処置が完了していないにもかかわらず、その理由を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

- 有床義歯修理の算定において、診療録に修理部位、修理方法及び使用材料の記載がない、又は記載内容の不十分な例が認められたので改めること。
- 技工指示書について、設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、歯科医師の氏名、診療所の所在地、技工所の所在地の記載がない例が認められたので改めること。

#### 4. 保険外診療

- 保険診療から保険外診療（自費）に移行した場合には、その旨を診療録に記載すること。
- 保険外診療に係る診療録は、保険診療用とは別に作成すること。

## II 事務的取扱いに係る事項等

- 届出事項の変更について、適切に行っていない例が認められたので改めること。届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に変更届を提出すること。
  - ・ 診療時間、診療科目、診療日の変更。
  - ・ 保険医の異動。（転入・転出）（常勤・非常勤）
  - ・ 保険外併用療養費に関する事項。
- 厚生労働大臣が定める掲示事項（施設基準の届出事項）について、適切に行うこと。
- 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 徴収すべき者から徴収していない。
  - ・ 未収の一部負担金の管理が不十分である。
- 診療録とレセプトとの間で一致しない例が認められたので突合確認を十分行うこと。
- 領収証等の発行について、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付していない例が認められたので改めること。